

議案第40号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例  
杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和36年杉並区条例第19号）の  
一部を次のように改正する。

第1条第1項の表杉並区立上高井戸保育園の項、杉並区立天沼保育園の項及び杉  
並区立永福北保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の表の改正  
規定中杉並区立天沼保育園の項を削る部分は、公布の日から起算して6月を超えな  
い範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

上高井戸保育園等を廃止する必要がある。